

規程類必須項目確認書

事業名:子供が将来自立し豊かな生活を送る為の支援
団体名:公益財団法人お金をまわそう基金
過去の採択状況:該当する()内にチェックを入れてください。 (<input checked="" type="checkbox"/>) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 ※該当する団体は規程類の提出は必要ありません。 (<input type="checkbox"/>) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎後日提出する規程類に関しては、下記の誓約に署名及び印を押印のうえ、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含まれる必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第4条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第10条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第14条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	評議員会の運営に関する規程	第10条
● 理事会の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第5条10
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第5条11
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第8条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第14条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第16条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第14条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条、第4条、第5条及び別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第2条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合のみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第12条、28条
(2)報酬の支払い方法		無報酬と定めているため規程なし		
● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条

● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条第1項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条第2項
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条第2項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)		公募申請時に提出	事務局規程	第2条及び別紙業務の分掌
(2)職制	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条及び第5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条及び第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第4条、第15～19条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第5条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条及び別表文書保存期間基準表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条及び別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規則	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規則	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規則	第6条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規則	第7、8条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規則	第13～16条
(6)収支予算		公募申請時に提出	会計処理規則	第21～27条
(7)決算		公募申請時に提出	会計処理規則	第28～30条

規程類の後日提出に関する誓約

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

年 月 日

申請団体の名称
代表者の氏名

印

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、上部で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

定 款

公益財団法人 お金をまわそう基金

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人お金をまわそう基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、助成事業を通じて、より良い世の中づくりをするための課題に取り組む市民や団体へ必要な資源を循環させる仕組みをつくり、心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、個人や法人(団体)からの財産の拠出による多数の基金の設立を図り、これらの基金に基づき次の事業を行う。

(1) より良い世の中づくりをするための課題に取り組む団体等への助成を行う事業

① 児童又は青少年の健全な育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業

② 教育、スポーツ等を通じて、豊かな人間性の育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業

③ 文化及び芸術の振興を目的とする団体等に対して、助成を行う事業

④ 地域社会の健全な発展を目的とする団体等に対して、助成を行う事業

(2) 寄附や助成先団体を知るためにセミナー等を行う事業

(3) 助成先団体の事業等の体験活動を行う事業

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項は日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人に事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第8条 代表理事は、公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律執行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれかも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の規定の通用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員のへ補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員に対しては、交通費の費用を弁償することができる。この場合の基準については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程で定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎時事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他、法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、7名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 必要に応じ、業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行することができる。また、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表権の行使を除きその職務を代行することができる。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、交通費の費用を弁償にすることができる。この場合の基準については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程で定める。

(責任の免除又は限定)

第29条 一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第35条 第4条に掲げる事業の対象となる団体等を選考するため、選考委員会を置くことができる。

2 選考委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める選考委員会

規程によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適応する。

(解 散)

第37条 この法人は、目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の決算公告は第1項にかかわらず、定時評議員会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電子的方法によるものとする。

附則

この定款は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けた日(平成28年10月3日付)から施行する。

附則

この定款の一部変更は、公益法人の認定等に関する法律第11条変更の認定を受けた日から施行(平成30年2月5日付)する。

附則

この定款の一部変更は定時評議員会の決議を受けた日(2019年2月18日付)から施行する。

履歴事項全部証明書

東京都千代田区一番町29番地2
公益財団法人お金をまわそう基金

会社法人等番号	0113-05-002177	
名称	<u>一般財団法人お金をまわそう基金</u>	
	公益財団法人お金をまわそう基金	平成28年10月 3日変更 ----- 平成28年10月 6日登記
主たる事務所	東京都千代田区一番町29番地2	
法人の公告方法	<u>この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</u>	
	この法人の公告は、官報に掲載する方法による。	平成31年 2月18日変更 ----- 平成31年 3月 1日登記
法人の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://okane-kikin.org	平成31年 2月18日設定 ----- 平成31年 3月 1日登記
法人成立の年月日	平成27年1月9日	
目的等	<p><u>目的</u> この法人は、助成事業を通じて、より良い世の中づくりをするための課題に取り組む市民や団体へ必要な資源を循環させる仕組みをつくり、心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <p><u>この法人は、上記の目的を達成するため、個人や法人（団体）からの財産の抛出による多数の基金の設立を図り、これらの基金に基づき次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u></p> <p><u>(2) 教育、スポーツ等を通じて、豊かな人間性の育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u></p> <p><u>(3) 文化及び芸術の振興を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u></p> <p><u>(4) 地域社会の健全な発展を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u></p> <p><u>(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p style="text-align: center;">平成27年 6月29日変更 平成27年 9月24日登記</p>	
	<p><u>目的</u> この法人は、助成事業を通じて、より良い世の中づくりをするための課題に取り組む市民や団体へ必要な資源を循環させる仕組みをつくり、心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <p><u>事業</u> この法人は、上記の目的を達成するため、個人や法人（団体）からの財産の</p>	

	<p>拠出による多数の基金の設立を図り、これらの基金に基づき次の事業を行う。 <u>(1) より良い世の中づくりをするための課題に取り組む団体等への助成を行う事業</u> <u>①児童又は青少年の健全な育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>②教育、スポーツ等を通じて、豊かな人間性の育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>③文化及び芸術の振興を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>④地域社会の健全な目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>(2) 寄附や助成先団体を知るためにセミナー等を行う事業</u> <u>(3) 助成先団体の事業等の体験活動を行う事業</u> <u>(4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</u> 平成30年 2月 5日変更 平成30年 2月 7日登記</p>												
	<p>目的 この法人は、助成事業を通じて、より良い世の中づくりをするための課題に取り組む市民や団体へ必要な資源を循環させる仕組みをつくり、心豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>事業 この法人は、上記の目的を達成するため、個人や法人（団体）からの財産の拠出による多数の基金の設立を図り、これらの基金に基づき次の事業を行う。 <u>(1) より良い世の中づくりをするための課題に取り組む団体等への助成を行う事業</u> <u>①児童又は青少年の健全な育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>②教育、スポーツ等を通じて、豊かな人間性の育成を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>③文化及び芸術の振興を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>④地域社会の健全な発展を目的とする団体等に対して、助成を行う事業</u> <u>(2) 寄附や助成先団体を知るためにセミナー等を行う事業</u> <u>(3) 助成先団体の事業等の体験活動を行う事業</u> <u>(4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</u> 平成31年 2月18日変更 平成31年 3月 1日登記</p>												
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1456 678 1556"><u>評議員</u></td> <td data-bbox="678 1456 1077 1556">北 川 太</td> <td data-bbox="1077 1456 1449 1556"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1556 678 1713">評議員</td> <td data-bbox="678 1556 1077 1713">北 川 太</td> <td data-bbox="1077 1556 1449 1713">平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1713 678 1814"><u>評議員</u></td> <td data-bbox="678 1713 1077 1814">永 沢 徹</td> <td data-bbox="1077 1713 1449 1814"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1814 678 1953">評議員</td> <td data-bbox="678 1814 1077 1953">永 沢 徹</td> <td data-bbox="1077 1814 1449 1953">平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記</td> </tr> </table>	<u>評議員</u>	北 川 太		評議員	北 川 太	平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記	<u>評議員</u>	永 沢 徹		評議員	永 沢 徹	平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記
<u>評議員</u>	北 川 太												
評議員	北 川 太	平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記											
<u>評議員</u>	永 沢 徹												
評議員	永 沢 徹	平成31年 2月18日重任 ----- 平成31年 3月 1日登記											

	<u>評議員</u> 山田純	
	評議員 山田純	平成31年 2月18日重任 平成31年 3月 1日登記
	<u>代表理事</u> 澤上篤人	平成29年 2月27日就任 平成29年 3月 7日登記 平成31年 2月18日退任 平成31年 3月 1日登記
	<u>代表理事</u> 澤上篤人	平成31年 2月26日就任 平成31年 3月 1日登記
	<u>代表理事</u> 澤上篤人	令和 3年 2月22日重任 令和 3年 3月 4日登記
	<u>理事</u> 澤上篤人	平成29年 2月24日就任 平成29年 3月 7日登記
	<u>理事</u> 澤上篤人	平成31年 2月18日重任 平成31年 3月 1日登記
	<u>理事</u> 澤上篤人	令和 3年 2月22日重任 令和 3年 3月 4日登記
	<u>理事</u> 吉田康弘	平成29年 2月24日就任 平成29年 3月 7日登記 平成30年 1月 9日辞任 平成30年 1月24日登記
	<u>理事</u> 輪嶋東太郎	平成29年 2月24日就任 平成29年 3月 7日登記 平成31年 2月18日退任 平成31年 3月 1日登記

	<u>理事</u> <u>中野晴啓</u>	平成30年 1月22日就任 ----- 平成30年 1月24日登記 ----- 平成31年 2月18日退任 ----- 平成31年 3月 1日登記
	<u>理事</u> <u>中野晴啓</u>	平成31年 2月20日就任 ----- 平成31年 3月 1日登記
	理事 中野晴啓	令和 3年 2月22日重任 ----- 令和 3年 3月 4日登記
	<u>理事</u> <u>輪嶋東太郎</u>	平成31年 2月20日就任 ----- 平成31年 3月 1日登記
	理事 輪嶋東太郎	令和 3年 2月22日重任 ----- 令和 3年 3月 4日登記
	<u>監事</u> <u>柴原一</u>	平成28年10月 4日就任 ----- 平成28年10月 7日登記 ----- 平成31年 2月18日退任 ----- 平成31年 3月 1日登記
	監事 柴原一	平成31年 2月20日就任 ----- 平成31年 3月 1日登記
	役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 平成31年 2月18日設定 平成31年 3月 1日登記
登記記録に関する事項	平成27年3月16日東京都杉並区上高井戸一丁目8番17号から主たる事務所移転 平成27年 3月26日登記	



東京都千代田区一番町29番地2
公益財団法人お金をまわそう基金

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(東京法務局管轄)

令和 3年11月24日

東京法務局
登記官

白井成彦



整理番号 ミ473453

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/5